

令和7年度 第1号被保険者(65歳以上)介護保険料

	対象者				介護保険料 (年額)
	住民税課税状況		所得等		
	世帯	本人			
第 1 段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者		17,270 円
			合計所得金額の合計	課税年金収入と	
第 2 段階			80 万 9 千円以下	29,390 円	
第 3 段階			80 万 9 千円超え 120 万円以下		
第 4 段階	120 万円超え		41,510 円		
第 5 段階	80 万 9 千円以下				
第 6 段階	80 万 9 千円超え		54,540 円		
第 7 段階	80 万 9 千円超え				
第 8 段階	課税	課税	合計所得金額	120 万円未満	72,720 円
第 9 段階				120 万円以上 210 万円未満	78,780 円
第 10 段階				210 万円以上 320 万円未満	90,900 円
第 11 段階				320 万円以上 420 万円未満	103,020 円
第 12 段階				420 万円以上 520 万円未満	115,140 円
第 13 段階				520 万円以上 620 万円未満	127,260 円
第 14 段階				620 万円以上 720 万円未満	139,380 円
第 15 段階				720 万円以上	145,440 円

※令和元年10月からの消費税増税に伴い、第1～3段階の保険料が軽減されています。

保険料の納期

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収	4月期		6月期		8月期		10月期		12月期		2月期	
	仮徴収期間※					本徴収期間						

※仮徴収期間とは、前年度の2月期と同額の保険料を納付する期間です。

介護保険料のお支払い方法について

介護保険料の納め方

年金受給額が年額 18 万円以上の方は、下記(1)の特別徴収(年金天引)により納めていただきます。

ただし、次に当てはまる方は一時的に(2)の普通徴収により納めていただきます。

- ① 65歳の年齢到達や転入により新たに資格を取得された方
- ② 前年の所得等の変更により年度途中で介護保険料額が増えた方
- ③ 仮徴収期間の過払いにより特別徴収が停止した方(翌年度の保険料が一部普通徴収になります)
- ④ その他理由により特別徴収が行えなかった方

(1) 特別徴収

年金の支給月に、受取口座に年金が振り込まれる前に介護保険料を天引きいたします。

(2) 普通徴収

町から送付した納付書により、役場出納室や金融機関の窓口で納めていただきます。
(金融機関で手続きをしていただくことで口座振替にすることもできます。)

介護保険料を納め忘れると…

介護保険料の未納が続くと、介護保険サービスを利用するにあたって次のような措置が講じられます。

(1) 1年以上滞納している場合【保険給付の償還払い化】

サービスに必要な費用について、いったん保険給付分を含めた全額を支払っていただきます。保険給付分の払い戻しを受けるには、後日、町の窓口で手続きをしていただくことになります。

(2) 1年6ヵ月以上滞納している場合【保険給付の払戻の一時差止】

上記(1)の措置による払い戻しが一時差止めになります。また、この費用を滞納している保険料に充当させていただきます。

(3) 2年以上滞納している場合【保険給付の減額、高額介護サービス費等の不支給】

滞納している期間に応じて、保険給付の割合が本来の給付分から下げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

介護保険料の減免等について

災害その他特別の事情がある場合には、保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

詳しくはお問い合わせ下さい。



介護保険料についてのお問い合わせは

平生町役場健康保険課 介護保険班 (Tel 0820-56-7115) まで